

家庭ごみの排出にお困りの皆様

高齢者等前日ごみ出し支援事業

始めました

●このような事業です

市に申請すると、**前日午後4時からごみが排出できるシールをお渡しします。**

●事業を利用できる方

自力でごみ集積所まで家庭ごみを排出するのが困難な、市内の次の世帯の方

- ① 要介護、要支援、総合事業対象者認定を受けた人のみの世帯
- ② 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた人のみの世帯
- ③ ①と②の人のみの世帯



●対象となるごみの種類

- ・ **焼却ごみ、破碎ごみ**（市指定ごみ袋に入れてください。）
- ・ **おむつエフ**（市販の「無色透明・半透明」の袋に入れて、エフをつけてください。）

●手続きの流れ

対象の世帯主

※申請書の提出は代理の方でも可



ごみ集積所



③ シールをごみ袋の氏名欄等に貼り、
指定日前日の午後4時以降に排出

① 申請



② 利用条件に当てはまれば、
登録番号付きの
シールをお渡し

市担当課

問い合わせ先（市担当課）

- 高齢者等前日ごみ出し支援事業について
長寿政策課（高齢者等）電話 **077-584-5474**
障害福祉課（障害者等）電話 **077-582-1168**
- ごみの排出について
ごみ減量推進課 電話 **077-584-4692**

※既に自治会などで本事業と同様の対応をされている場合は、
改めてシールの申請は必要ありません。